

和歌山県知事 様

同意書兼個人番号カード（写）等貼付等台紙

和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）交付要綱第5条の2の規定による奨学のための給付金の申請に係る事務のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムにより取得されることに同意しますので、下記のとおり個人番号を提出し

各同意者が必ず自署してください。
※氏名以外もご自身で記入してください。

高校生等氏名	和歌山 桜子		(○○○県立○○○○高校)	
同意者 (保護者等) (自署)	続柄	父	生年月日	1974年5月15日
	ふりがな	わかやま たろう		
	氏名	和歌山 太郎		
	個人番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2		
	住所	和歌山県○○市○○○丁目○○番地		
同意者 (保護者等) (自署)	続柄	母	生年月日	1977年 4月12日
	ふりがな	わかやま はなこ		
	氏名	和歌山 花子		
	個人番号	5 6 7 8 - 9 0 1 2 - 3 4 5 6		
	住所	和歌山県○○市○○○丁目○○番地		

個人番号カード等に記載の
12桁の番号を記入してください。

住所が同じ場合でも
記入してください。

備考

- 1 同意者本人(保護者等)が自署にて記載してください。
- 2 住所欄は、提出する日の属する年の1月1日現在の住所を記載してください。
- 3 裏面に同意者の「番号確認書類」の写しを貼付してください。なお、「番号確認書類」を例示すれば次のとおりです。（(2)の書類は貼付しないで、添付してください。）

- (1) 番号法第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 個人番号が記載された住民票

※通知カードは原則として使用できません。ただし、通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

- 4 郵送で3（1）の個人番号カード（両面の写し）以外を提出する場合は、同意者全員の運転免許証、旅券等「本人（実存）確認書類」の写しも併せて裏面に貼付してください。

なお、「本人（実存）確認書類」については、次の表のとおりです。

区分	必要種類数	書類の名称
(1) 写真付きの書類	右のうちいずれか1種類	運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等
(2) 写真付きでない書類	右のうちいずれか2種類	国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳等、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

(裏面)

番号確認書類貼付欄

※ 個人番号が記載された住民票の場合は、貼付けないでください。

カード表面

カード裏面

カード表面

カード裏面

本人（実存）確認書類貼付欄

※郵送で提出される場合は貼付が必要です。

郵送で提出する場合は、
本人確認書類も併せて
提出してください。